

# 技能士の名札等の着用について

徳島県県土整備部営繕課

この度、県の営繕工事において、監督員等が技能士資格所有者を名札等により確認することになりました。

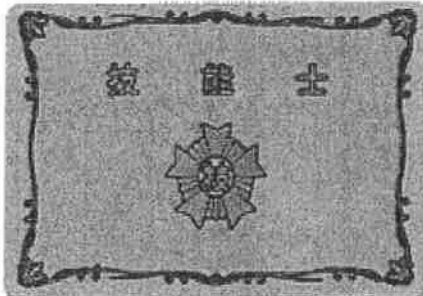
つきましては、次の要領に従い、技能士資格所有者は、必ず工事中に名札等を着用していただきますようお願いいたします。

## 【要 領】

### 1. 名札等の仕様について

(1) 「特記仕様書」で指定する名札等は、原則として「社団法人全国技能士会連合会」の発行する「技能士カード」を使用するものとするが、やむを得ない場合は、任意に作成した名札等をもって代えることができるものとする。

技能士カード (表)




(裏)



(2) 任意に作成する名札等については、次の内容を記載するものとする。  
住所、氏名、生年月日、技能士番号、一級二級等の別、検定職種  
(顔写真を貼付すること)

(見本) タテ5.4cm、ヨコ8.6cm 程度

技能士氏名	技能 勝男
住 所	徳島県〇〇市××町34-5
生年月日	昭和35年5月3日
技能士番号	03-1-15-36-0000
技能士の等級	一級技能士
合格職種	建築大工
	

### 2. 着用方法

常に監督員、現場代理者等が確認できる位置に着用すること。

### 3. 適用対象

徳島県県土整備部営繕課発注の全ての工事